

入札される方へ

1. 入札

- (1) この公売は、期間入札の方法により行います。定められた期間内に以下の方法で入札してください。
- (2) 入札書には下記の事項を記載してください。
 - ア 売却区分番号・品名
 - イ 住所・氏名
 - ウ 電話番号（開札時に確実に連絡がつくもの）
 - エ 入札金額
- (3) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用して下さい。
- (4) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。
- (5) 入札者は、同一売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。提出した場合は入札書の全てが無効となります。
- (6) 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。
 - ア 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条）等により買受人となることができない者。
 - イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者。

2. 公売保証金の納付

今回の入札に関しては公売保証金の納付は必要ありません。

3. 入札方法

令和7年11月19日（水）～令和7年11月21日（金）午前9時00分から午後5時00分まで
（※令和7年11月21日（金）のみ午前9時00分から午後0時00分まで）
上記期間で、来庁による入札を行います。また、郵送による入札は行いません。

4. 開札の方法

開札は開札日時令和7年11月25日（火）午後1時30分に宇城市役所職員（公売事務担当を除く）立ち会いの上で行います。

5. 最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

（注） 最高価申込者に決定した方には、その旨、開札の日に電話でお知らせします。

6. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。追加入札は、令和7年11月25日（火）午後1時30分に出頭した最高価申込者となるべき方の間で行います。追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」で最高価申込者を決定します。ただし、最高価申込者となるべき方が一人も出頭しなかった場合は、公売担当職員による「くじ」で最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価格は、当初入札価額以上でなければなりません。
- (2) 入札をするべき方が入札をしなかった場合、または入札価額が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売の参加を制限し、入札させないことがあります。

7. 買受代金の納付及び物品の引渡し

買受人は、納付期限：令和7年12月2日（火）の午前9時までに、宇城市役所 本館1階 債権管理課窓口で物品引渡の際に買受代金の全額をお支払いください。
お支払いは、現金のみとします。

問い合わせ先 宇城市役所 市民部 債権管理課 Tel：0964-32-1497
